

出力降下中における1/4炉心出力偏差LCO逸脱の除外規定の追加

原子炉の停止に向けて出力を降下する際において、原子炉内の径方向の出力差の影響により一時的に「1/4炉心出力偏差」のLCOを逸脱する場合があるが、LCO逸脱時の状態は保安規定第3項の「要求される措置」である原子炉熱出力を下げる操作を継続して実施している状態であることから、出力降下中におけるLCOの適用を除外する。

(1/4炉心出力偏差)

- 第33条 モード1（原子炉熱出力が50%を超える）において、1/4炉心出力偏差は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 1/4炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直課長は、モード1（原子炉熱出力が50%を超える）において、1週間に1回、1/4炉心出力偏差を確認する。
- ただし、出力領域上部中性子束偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子束偏差大を検知する警報が動作不能である場合、12時間に1回、1/4炉心出力偏差を確認する。また、出力領域中性子束計装からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、以下により1/4炉心出力偏差を確認する。
- (a) 当直課長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子束計装1チャンネルからの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、1週間に1回、残りの3チャンネルによる計算結果により確認する。
- (b) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子束計装2チャンネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、1週間に1回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。
- (c) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が75%以上で、出力領域中性子束計装1チャンネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、12時間に1回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。
3. 当直課長は、1/4炉心出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表33-2の措置を講じるとともに、原子燃料課長および計装保課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長および計装保課長は、同表の措置を講じる。

表33-1

項目	運転上の制限
1/4炉心出力偏差	1.02 以下であること

原子炉熱出力を50%以下に下げたための操作中においては、運転上の制限を満足していないとは見做さない旨を追記する。

(略)

表33-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、1/4炉心出力偏差の1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。 (略)	2時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。	4時間

・LCO逸脱時の措置として負荷降下（超過分1%あたり原子炉熱出力を3%降下）等が必要となるが、計画的な操作として、負荷降下は継続して行われている状態にある。

・結果、操作により、LCO適用外のモードに移行することになる。



計画的な50%以下への出力降下操作中においては、LCO逸脱を除外する規定文を追記する。